特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	個人住民税課税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大村市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

長崎県大村市長

公表日

令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税管理事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民等から提出された申告書、給与支払者等から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い通知する。必要に応じ調査を実施し、公平・公正な決定または更正を行う。 また、住民からの申請により、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 【内容】 ①住民及び国税庁からの申告書（確定申告書、住民税申告書等）の受理 ②給与支払者及び年金保険者からの支払報告書の受理 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④給与支払者からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑤住民登録外の課税（以下「住登外課税」と称す。）に伴う他自治体への通知 ⑥他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑦他自治体等への税務調査の実施 ⑧個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定とその通知 ⑨賦課情報に基づく所得・課税証明書発行
③システムの名称	個人住民税管理システム、個人住民税申告支援システム、地方税ポータルシステム（＝eLTAXシステム）、国税連携システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
税務関係システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の16項 番号法で定める別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の27項 番号法で定める別表第二の主務省令で定める事務を定める命令の20条 （情報提供） 番号法　第19条第1項第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の1項,2項、3項、4項、6項、8項、9項、11項、18項、23項、26項、26項、27項、28項、26項、27項、28項、29項、31項、34項、35項、37項、39項、40項、42項、48項、54項、57項、58項、59項、61項、62項、63項、64項、65項、66項、67項、70項、71項、74項、80項、84項、87項、91項、92項、94項、97項、101項、102項、103項、106項、107項、108項、113項、114項、115項、116項、117項、120項 番号法で定める別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 1、2、3、4、6、7、8、10、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59の条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大村市役所財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務部　税務課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務部　税務課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課長　辻　雅峰	税務課長	事後	個人名の削除
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1対象人数	平成29年1月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	しきい値判断年月日の変更
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2取扱者数	平成29年8月1日　時点	令和1年5月1日　時点	事後	しきい値判断年月日の変更